

# 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	国道34号神辺地区電線共同溝事業に伴う管路3工区工事
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 大榎 謙 佐賀市新中町5-10
契約締結日	令和6年6月26日
契約の相手方の 氏名及び住所	エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株) 西日本事業本部 九州事業部
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥47,948,120-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

## 随意契約理由書

1. 件 名 : 国道34号神辺地区電線共同溝事業に伴う管路3工区工事
2. 履行場所 : 佐賀県鳥栖市加藤田一丁目地先
3. 随意契約の相手方 : エヌ・ティ・ティ・インフラネット（株）西日本事業本部九州事業部  
住所 福岡県福岡市博多区東比恵2-3-7 NTT 比恵ビル  
電話 092-432-3900
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由
  - 1) 当該工事の目的  
電線共同溝は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するために道路管理者が道路の地下に設ける施設であり、当該工事は、通信系電線共同溝本体や、既設線への関係管路及び民地への電線の引き込みのための管路のうち道路区域内の管路を設けるものである。
  - 2) 当該工事の内容  
当該工事は、電線管理者が道路区域外で行う関係設備及び引込設備設置と一体となって道路区域内の通信系電線共同溝本体（既存ストック含む）及び関係管路、引込管路を設置するものである。
  - 3) 随意契約に付する理由  
当該工事の施工にあたっては、既存の管路（ケーブル入溝された管路及び空き管路）に新設の管路を追加設置する工事であり、また、通電中の既設線へ関係管路の接続及び隣接の民地内の宅内引込みと接続するための管路を設置することから、道路区域内の関係管路から道路区域外の連携設備までのエヌ・ティ・ティ・インフラネット（株）西日本事業本部九州支店が管理する電線に直接影響することとなり、電線に関する事故等が発生した場合、被害は周辺家屋のみに留まらず、広範囲にわたる可能性があり、迅速且つ専門的な対応及び管理・監督が必要となる。  
以上のことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、一体として行うべき道路区域外の施工に責任を有する当該電線管理者のエヌ・ティ・ティ・インフラネット（株）西日本事業本部九州支店が唯一の契約相手と判断するものである。  
このため、本工事は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、エヌ・ティ・ティ・インフラネット（株）西日本事業本部九州支店と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

管理第二課長